

広島県告示第千百二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
潮音山東地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

尾道市		市・区					
瀬戸田町		町					
瀬戸田		大字					
潮音山		字					
高下		地番					
岡之本		標柱番号					
一四二番一	一四一番	三番二地先里道敷	二番	二九番	二六番二	三〇番八	標柱番号
標柱九号、一〇号、 一一号及び一二号	標柱八号	標柱七号	標柱五号及び六号	標柱四号	標柱二号及び三号	標柱一号	